

平成28年度

中小企業対策利子補助金

評価表 NO.

41

所管部課名	商工政策課	担当者	福山 勝広					
事務事業名	中小企業経営安定事業費							
根拠法令	中小企業対策利子補助金交付要綱							
補助経過年数	11年以上15年以下							
平成28年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容				
	73,000千円	0千円	73,000千円	0千円				
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	償還計画に対する償還の実績その他中小企業の経営の安定化の状況	廃業件数0件	平成33年度					
成果指標②								
補助対象者	商工会議所、商工会が斡旋した補助対象となる制度資金等の融資を受けた市内中小企業者等							
補助対象経費	交付期間中の毎年1月1日から12月31日までの間において、当該資金を償還する場合に取扱金融機関に対して支払った利子額。							
補助対象事業・活動の内容	分類 <input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他							
補助金額又は補助率	対象資金償還時に支払った利子額の100分の70（融資額上限1,000万円） 補助期間は3年間							
上記項目の積算方法	同上							
補助を受ける 過去3年間の 事業（団体） 等の 決算状況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	83,528,500	100.0%	88,633,800	100.0%	84,234,500	100.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	83,528,500	100.0%	88,633,800	100.0%	84,234,500	100.0%
	支出	事業費	83,528,500	100.0%	88,633,800	100.0%	84,234,500	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	83,528,500	100.0%	88,633,800	100.0%	84,234,500	100.0%
支出計/前年度支出計				106.1%		95.0%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		1,121		1,127		1,129		
成果指標の推移①		0		4		2		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成25年度「見直しの上で継続（縮小）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率見直しについては、景気回復の見極めを丁寧にしてほしい ・補助金支出後の追跡調査をしっかりとしてほしい <p>【前回評価への回答】平成27年融資実行分から補助率を見直した（100%を70%へ縮小）</p> <p>【事業のPR方法】商工会議所、商工会、金融機関等への制度説明の実施や、各団体等の会議時等に説明を実施</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市内事業所が安定した経営を行うための借入に対する補助であり、多くの事業所に活用いただいている。中小企業の経営体質の強化や経営の安定を図ることに寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	①に該当
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	中小企業の経営体質の強化や経営の安定が図られ、より安定した経済活動の促進に必要不可欠であり今後も必要である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	中小企業の経営体質の強化や経営の安定を図ることを目的とした市内中小企業者への支援であり、行政が行うことが望ましい。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助率については、経済状況とを判断し、見直しを実施しており、平成27年融資分から従前の補助率100%から70%へ見直しをおこなったところである。また、該当資金の融資額の上限も設けており、妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	借入から3年を上限としており、また支払った利子額に対する補助となるため、固定的な補助とはならないと見込まれる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地域経済の活性化や雇用の安定に繋がる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	中小企業者への経済対策は、金融支援が重要であると考える。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象となるのは、実際に企業が1年間に支払った利子額であり、妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input checked="" type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 対象資金の見直しや、補助率の引き下げ等、経済状況や施策に合わせた見直しを行う。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

○薩摩川内市中小企業対策利子補助金交付要綱

平成16年10月12日

告示第79号

改正 平成19年3月28日告示第126号

平成20年4月1日告示第179号

平成20年10月1日告示第552号

平成20年12月26日告示第728号

平成22年3月30日告示第145号

平成27年12月24日告示第1334号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、中小企業対策利子補助金（以下「利子補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第1条の2 市長は、本市の区域内において事業を営む中小企業者等が、制度資金等の融資を受けた場合において、当該中小企業者等の負担を軽減し、もって本市中小企業の経営体質の強化を図るため、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内において利子補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 制度資金等 次に掲げるものをいう。

ア 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく株式会社日本政策金融公庫が取り扱う普通貸付（1,000万円を限度とする。）、小規模事業者経営改善資金及び新創業融資制度

イ 鹿児島県が鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和47年鹿児島県告示第1218号）の規定により融資する資金のうち、創業支援資金、新事業チャレンジ資金及び商店街活性化資金を除く資金（1,000万円を限度とする。）

ウ 中小企業者等が、その保証債務の弁済に充てるため、川内商工会議所経営安定特別相談室の調停に基づき、金融機関から融資を受けている経営安定資金のうち市長が認めるもの

(2) 中小企業者等 次に掲げるものをいう。

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、前号ア又はイに規定する制度資金等の融資を受ける資格を有するもの

イ 商店街全体の振興のために運営されている組合

(3) 取扱金融機関 制度資金等の融資事務を取り扱う市内の金融機関をいう。

(利子補助金の交付)

第3条 市長は、本市の区域内において6箇月以上継続して事業を営む中小企業者等が制度資金等の融資を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該中小企業者等に対し、利子補助金を交付する。

(利子補助金の交付期間)

第4条 利子補助金を交付する期間は、中小企業者等が制度資金等の融資を受けた日（当該融資に係る申込みをし、当該融資に係る決定の通知を受けた日をいい、以下「融資決定日」という。）の属する月の翌月から起算して3年（以下「交付期間」という。）を限度とする。

(利子補助金の額)

第5条 利子補助金の額は、交付期間中の毎年1月1日から12月31日までの間（以下「計算期間」という。）において、制度資金等の融資を受けた中小企業者等（以下「補助対象者」という。）が当該制度資金等を償還する場合に取扱金融機関に対して支払う利子（制度資金等に係る融資利率により算出する利子で、交付期間中に支払うものをいい、延滞利息は含まない。以下同じ。）の合計額に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(利子補助金の交付申請)

第6条 利子補助金の交付を受けようとする補助対象者は、融資決定日の翌日から起算して1箇月以内に、中小企業対策利子補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、薩摩川内市をその地区とする商工会議所又は商工会（以下「商工会議所等」という。）に提出しなければならない。

(1) 取扱金融機関が制度資金等の融資に際し補助対象者に発行した手形、証書等制度資金等の融資金額、融資利率、償還期間、償還方法等その事実を証する書類

(2) 制度資金等に係る償還計画書

(3) 市税の完納証明書

2 商工会議所等は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付申請書に中小企業対策利子補助金交付に係る推薦書（様式第2号。以下「推薦書」という。）を添えて、市長に提出するものとする。

（利子補助金の交付決定）

第7条 市長は、交付申請書及び推薦書を受理したときは、その内容を審査し、利子補助金を交付することが適当であると認めるときは、中小企業対策利子補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）を当該補助対象者に交付するものとする。この場合において、利子補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（利子補助金の請求）

第8条 決定通知書の交付を受けた補助対象者は、利子補助金の交付を請求しようとするときは、計算期間満了後2箇月以内（当該計算期間中に交付期間が満了する月があるときは当該月の翌月中）に、中小企業対策利子補助金交付請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、商工会議所等を経て、市長に提出しなければならない。

- （1） 当該期間中における利子の支払状況を証する書面
- （2） 決定通知書の写し
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（利子補助金の交付）

第9条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該補助対象者に利子補助金を交付するものとする。

（調査）

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、関係職員に補助対象者の制度資金等に係る利子の支払状況、証書その他の物件等を調査させることができる。

（決定の取消し又は利子補助金の返還）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した利子補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） 利子補助金の交付決定の際に付した市長の条件に違反したとき。
- （2） 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。
- （3） 制度資金等に係る利子の支払を3箇月以上遅延しているとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

(成果)

第12条 この利子補助金の交付を通じて得ようとする成果は、中小企業の体質強化及び経営の安定とする。

(見直しの期間)

第13条 利子補助金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第14条 利子補助金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、償還計画に対する償還の実績その他中小企業の経営の安定化の状況を指標に用いて測定するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、利子補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の川内市中小企業対策利子補助金交付要綱（昭和61年川内市告示第53号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月28日告示第126号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第179号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成20年度に交付する利子補助金から適用する。

附 則（平成20年10月1日告示第552号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成20年12月26日告示第728号）

この告示は、平成21年1月1日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成20年度に交付する利子補助金から適用する。

附 則（平成22年3月30日告示第145号）

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。